

【群馬県】

建築物その他工作物を解体した工事
における環境関係状況調査結果へのコメント

【調査対象者の選定について】

- ・調査対象者は、平成28年4月から12月末までの間、前橋市建築指導課に建設リサイクル法届出を行った者のうち、工作物の解体に関する届出を除外した届出631件を対象とした。
- ・この対象とした届出から、個人名による届出522件を除外した。
- ・さらに法人の届出であっても新築による届出27件、不動産業者からの個人住宅の解体と判断される届出22件を除外した。

・結果、第一種特定製品廃棄等の可能性があるアンケート対象者は、建設リサイクル法届出631件中、60件であった。

(1) 特定解体工事元請業者による説明責任について

・回答のあった41件中、フロン法の定めどおり「文書による説明」が実施されたものは5件に留まる。

・回答のあった41件中、「口頭説明を受けたもの」が20件、「設置されていないことが明らかなもの」が11件であったが、詳細な内容までは確認していない。

★法に基づく書面交付は徹底されておらず、「特定解体工事元請業者」と「管理者」とともに法知識が十分ではない。

★交付された書面の保管義務を制度化する。

(2) 第一種特定製品の廃棄について

・回答のあった41件中、第一種特定製品を「廃棄した」解体工事は11件である。

・建設リサイクル法の届出があったもの631件のうち、第一種特定製品の廃棄が行われた案件は11件である。

★届出中、第一種特定製品の廃棄を伴う工事は少ないため、現行の建設リサイクル法パトロールではフロン類回収対策の効果をあげにくい。

★個別指導を行う際には届出データから絞り込みを行う必要がある。

★届出データを元に廃棄等実施者へのアンケート等により特定解体工事元請業者を選定し指導を行うことが有効。(管理者アンケートに併せて点検等の啓発を管理者に行う)

(3) 行程管理制度について

・任意の提出を求めた行程管理票は、第一種特定製品を「廃棄した」と回答した11件中5件しか送付されなかった。

★行程管理制度が的確に運用されていない可能性が高い。

★徹底させるためには(2)のとおり、特定解体工事元請業者への指導を充実することにより、間接的に管理者等への周知を図ることが有効。

建築物その他工作物を解体した工事における環境関係状況調査結果

平成29年2月実施

アンケート対象の選定

平成28年4月から12月における前橋市が受理した建設リサイクル法届出の総数	631
個人による届出数	522
新築工事に伴う届出数	27
用途等から個人住宅の解体であるもの	22
アンケート対象者総数 (届出者が法人であり、新築及び個人住宅解体を除いた)	60

アンケート回答数	41
----------	----

問1 解体した建築物・工作物の「業務用エアコン、冷凍冷蔵機器の設置の有無の確認」について、業者から説明を受けましたか？

	回答数
1 文書による説明を受けた	5
2 口頭により説明を受けた	20
3 説明を受けていない	1
4 建築物等には業務用エアコン等が設置されていないことが明らかのため、説明はなかった	11
5 既にフロン類を回収し、引取証明書を解体元請業者に明示した	0
6 わからない	2
その他（解体を実施していない）	1
無回答	1
	41
※1の回答で、かつ文書FAXのあった数	1

問2 解体工事において、実際に業務用のエアコン、冷凍冷蔵機器を廃棄されましたか。

	回答数
1 廃棄した	11
2 業務用のエアコン、冷凍冷蔵機器はなかった	24
3 わからない	3
その他（解体を実施していない）	1
無回答	2
	41
※1の回答で、かつ文書FAXのあった数	5